

14 酒類等製造免許場数の推移

(単位:場)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 しょうちゆう	単式蒸留 しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランドー	発泡酒	リキユール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計	酒母	もろみ
昭和 45	外 25	外 92	外 87	外 482	外 163	外 -	外 102	外 115	外 58	外 74	外 4	外 104	外 218	外 12	外 1,536	375	218
50	外 30	外 84	外 86	外 424	外 160	外 -	外 109	外 123	外 56	外 82	外 4	外 133	外 243	外 17	外 1,551	383	243
55	外 36	外 81	外 86	外 429	外 149	外 -	外 100	外 133	外 56	外 89	外 5	外 146	外 243	外 30	外 1,583	374	271
60	外 64	外 81	外 76	外 508	外 161	外 2	外 121	外 162	外 61	外 108	外 10	外 215	外 262	外 59	外 1,890	376	334
平成 元	外 56	外 77	外 45	外 517	外 75	外 5	外 142	外 168	外 65	外 110	外 12	外 260	外 266	外 66	外 1,901	377	353
2	外 55	外 77	外 44	外 514	外 73	外 5	外 143	外 168	外 65	外 111	外 12	外 275	外 270	外 68	外 1,913	377	353
3	外 60	外 78	外 43	外 515	外 69	外 5	外 150	外 169	外 64	外 108	外 12	外 278	外 267	外 68	外 1,919	374	359
4	外 55	外 78	外 43	外 517	外 69	外 7	外 154	外 168	外 64	外 109	外 13	外 279	外 270	外 75	外 1,932	376	362
5	外 61	外 76	外 47	外 514	外 69	外 8	外 149	外 167	外 64	外 108	外 13	外 280	外 272	外 72	外 1,926	377	362
6	外 64	外 78	外 47	外 511	外 70	外 14	外 152	外 171	外 64	外 109	外 32	外 283	外 272	外 72	外 1,967	377	362
7	外 64	外 77	外 45	外 512	外 71	外 17	外 156	外 175	外 64	外 109	外 38	外 298	外 270	外 76	外 2,003	384	359
8	外 63	外 79	外 46	外 506	外 69	外 25	外 156	外 176	外 64	外 108	外 54	外 301	外 270	外 80	外 2,033	389	354
9	外 68	外 79	外 46	外 504	外 70	外 35	外 156	外 177	外 66	外 110	外 67	外 310	外 275	外 80	外 2,077	388	354
10	外 78	外 80	外 40	外 494	外 71	外 40	外 156	外 174	外 67	外 109	外 103	外 325	外 275	外 87	外 2,138	393	356
11	外 82	外 79	外 41	外 485	外 60	外 45	外 153	外 170	外 65	外 106	外 123	外 335	外 266	外 88	外 2,139	394	356
12	外 86	外 78	外 38	外 478	外 63	外 51	外 163	外 169	外 68	外 108	外 128	外 371	外 268	外 92	外 2,210	390	354
13	外 82	外 79	外 35	外 476	外 65	外 51	外 173	外 172	外 68	外 106	外 133	外 386	外 270	外 103	外 2,261	352	348
14	外 88	外 76	外 36	外 476	外 71	外 55	外 183	外 173	外 67	外 110	外 136	外 411	外 278	外 124	外 2,340	352	348
15	外 102	外 75	外 36	外 487	外 70	外 85	外 183	外 175	外 69	外 113	外 432	外 528	外 389	外 133	外 2,931	337	345
16	外 114	外 76	外 37	外 493	外 74	外 81	外 177	外 171	外 70	外 110	外 385	外 498	外 346	外 146	外 2,822	336	357
17	外 118	外 73	外 38	外 490	外 74	外 77	外 176	外 171	外 68	外 110	外 369	外 554	外 336	外 162	外 2,857	331	374
18	外 129	外 66	外 36	外 497	外 73	外 77	外 184	外 412	外 65	外 109	外 2,209	外 2,354	外 3,001	外 4,797	外 14,058	280	388
19	外 138	外 65	外 30	外 503	外 74	外 80	外 190	外 384	外 65	外 112	外 2,138	外 2,230	外 4,451	外 4,451	外 13,290	264	399
20	外 137	外 64	外 32	外 508	外 72	外 83	外 184	外 365	外 66	外 117	外 2,067	外 2,160	外 4,263	外 4,263	外 12,837	254	405
21	外 145	外 71	外 33	外 506	外 78	外 90	外 182	外 354	外 68	外 120	外 1,969	外 2,080	外 4,069	外 4,069	外 12,373	251	400
22	外 150	外 73	外 32	外 507	外 78	外 89	外 179	外 344	外 67	外 120	外 1,877	外 2,017	外 3,864	外 3,864	外 11,887	252	407
23	外 154	外 71	外 34	外 499	外 81	外 90	外 179	外 332	外 66	外 120	外 1,715	外 1,905	外 3,533	外 3,533	外 11,082	275	400
24	外 151	外 73	外 35	外 500	外 82	外 93	外 178	外 325	外 65	外 122	外 1,596	外 1,833	外 2,142	外 3,309	外 10,548	255	404
25	外 154	外 71	外 36	外 497	外 79	外 82	外 176	外 318	外 64	外 119	外 1,512	外 1,779	外 2,055	外 3,150	外 10,141	244	415
26	外 151	外 70	外 38	外 492	外 79	外 87	外 179	外 312	外 65	外 120	外 1,466	外 1,758	外 1,998	外 3,032	外 9,885	243	415
			外 37	外 363	外 30	外 173	外 286	外 286	外 11	外 9	外 72	外 185	外 37	外 256	外 3,096	243	419

(注) 1 本欄は、主として「面粉等製造免許場数(4月～翌年3月)による。

2 品目は、平成16年度改正後の酒税法の品目による。

3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製造免許場数である。

4 スエリクン等には原料用アルコールを含む、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

5 一の製造場で複数の酒類の製造免許を有しているものについて、主たる酒類を本欄とし、その他は外欄として掲げた。

6 平成18年度以降の酒類の製造免許場数は、平成18年度の酒税法改正に伴い、酒税法附則第66条第2項の規定により製造免許を要したものを含まれていない。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 1 地ビール製造免許場(者)数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179	181
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173	174

(注)1 製造免許場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000klから600klに引き下げられた。

付表 2 果実酒製造免許場(者)数の推移 (特定酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26
製造場数	0	1	4	4	4	4	5
製造者数	0	1	4	4	4	4	5
認定計画数	8	12	16	19	21	22	25

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表3 濁酒製造免許場(者)数の推移(特定酒類(その他の醸造酒))

年 度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177	176
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176	175
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137	146

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表4 果実酒製造免許場(者)数の推移(特産酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26
製造場数	0	0	6	7	8	7	10
製造者数	0	0	6	7	8	7	10
認定計画数	13	16	20	26	30	34	39

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条の2(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2klに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表5 リキュール製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(リキュール))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26
製造場数	0	8	14	17	18	25	26
製造者数	0	8	14	17	18	25	26
認定計画数	11	19	24	32	38	40	45

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)によりリキュールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条の2(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1klに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法)によりみなし適用される場合を含む。)である。

参考：構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

(特定酒類について)

構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者(特定農業者)が、自生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」に限る。)を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(いずれも6kl)を適用しないこととしている。

(特産酒類について)

構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として果実酒又はリキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(いずれも6kl)を果実酒については2kl、リキュールについては1klに緩和している。

15 酒類販売業免許場数の推移

(単位:場)

年月日	区分		卸		業		業		小		業		合 計	備 考
	全 酒 類	そ の 他	全 酒 類	そ の 他	全 酒 類	そ の 他	全 酒 類	そ の 他	全 酒 類	そ の 他	全 酒 類	そ の 他		
昭和 46. 3. 31 現在	-	外 1,316	外 1,316	4,352	外 1,198	外 147	外 1,345	143,047	147,399	13.3 酒類販売業免許制度発足				
51. 3. 31	1,965	2,387	2,731	16,469	122,291	20,756	14,321	150,832	167,301					
56. 3. 31	13,738	2,731	2,610	15,371	129,976	20,856	13,364	156,751	172,122					
61. 3. 31	12,761	2,676	2,676	14,656	135,457	21,294	12,617	159,888	174,544	63.12 「規制緩和推進要綱」(酒類小売業免許の免許要件に係る運用基準の前業化・明確化等)の閣議決定				
平成 2. 3. 31	11,980	3,487	3,487	15,027	138,056	21,832	12,594	161,523	176,550	元 6 人口基準、抽選制の導入				
3. 3. 31	11,540	7,121	7,121	18,510	139,396	22,127	16,044	158,443	176,953					
4. 3. 31	11,389	7,302	7,302	18,308	136,384	22,059	15,822	158,636	176,944					
5. 3. 31	11,006	7,325	7,325	18,221	136,545	22,091	15,786	159,300	177,521					
6. 3. 31	10,896	7,332	7,332	18,014	137,138	22,162	15,542	160,112	178,126					
7. 3. 31	10,682	7,331	7,331	17,818	137,777	22,335	15,286	161,338	179,156					
8. 3. 31	10,487	7,274	7,274	17,474	138,568	22,770	14,913	162,406	179,880					
9. 3. 31	10,200	7,137	7,137	17,117	139,403	23,003	14,652	166,883	184,000	10. 3 「規制緩和推進3か年計画」(酒類小売業免許に係る供給調整規制の廃止)の閣議決定				
10. 3. 31	9,980	7,090	7,090	16,847	140,180	26,703	14,346	171,848	188,695					
11. 3. 31	9,757	7,081	7,081	16,627	140,836	31,012	14,061	175,095	191,722					
12. 3. 31	9,546	7,053	7,053	16,489	143,718	31,377	13,923	177,482	193,971					
13. 3. 31	9,436	6,885	6,885	16,250	145,841	31,641	13,630	176,873	193,123	13. 1 酒類小売業免許の距離基準の廃止				
14. 3. 31	9,365	6,773	6,773	15,983	145,053	31,820	13,395	182,022	196,005					
15. 3. 31	9,210	6,686	6,686	15,756	151,343	30,679	13,451	184,599	200,355	15. 5 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布				
16. 3. 31	9,070	6,469	6,469	15,099	154,759	29,840	13,180	193,226	208,325	15. 9 酒類小売業免許の人口基準の廃止				
17. 3. 31	8,630	6,406	6,406	14,417	165,915	27,311	12,597	197,411	211,828	17. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」の一部を改正する法律」公布				
18. 3. 31	8,011	6,384	6,384	13,992	171,674	25,737	12,199	196,460	210,452	17. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急調整地域の指定失効				
19. 3. 31	7,608	6,330	6,330	13,633	170,975	25,485	11,871	201,272	214,905					
20. 3. 31	7,303	6,262	6,262	13,373	178,124	23,148	11,683	201,874	215,247					
21. 3. 31	7,111	6,090	6,090	12,945	179,624	22,250	11,346	199,366	212,311					
22. 3. 31	6,855	5,909	5,909	12,498	178,016	21,350	10,966	184,072	196,570					
23. 3. 31	6,589	5,850	5,850	12,062	176,773	7,299	10,488	181,689	193,751	23. 4 「規制・制度改革に係る方針」(酒類卸売業免許の要件緩和)の閣議決定				
24. 3. 31	6,212	5,786	5,786	11,685	175,132	6,557	10,251	180,781	192,466					
25. 3. 31	5,899	5,814	5,814	11,515	174,544	6,237	10,112	180,687	192,202	24. 9 酒類卸売業免許の要件緩和等の適用を開始				
26. 3. 31	5,701	5,919	5,919	11,480	174,737	5,950	10,092	181,106	192,596					
27. 3. 31	5,571	6,087	6,087	11,529	175,356	5,750	10,125	180,726	192,255					
	5,442				175,165	5,561								

(注) 1 本表は、主として国税庁統計年報書(4月～翌年3月)によった。
 2 昭和46. 3. 31現在の外書きは、卸小売業者の従たる販売業免許場数、昭和51. 3. 31現在以降の外書きは、卸小売業者のうちで小売もできる販売業免許場数を掲げた。
 3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。